第十条　紛争解決

10.1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十二条及び第二十三条の規定は、この協定に係る協議及び紛争解決について準用する（注）。

注　千九百九十四年のガット第二十三条1(b)及び(c)又は紛争解決了解第二十六条の規定は、この協定に係る紛争解決については、準用せず、又は適用しない。

10.2　補助金及び相殺措置に関する協定第四条の規定（注）は、10.1の規定の適用を妨げることなく、第三条から第五条までの規定に係る協議及び紛争解決について適用する。

注　この条の規定の適用上、補助金及び相殺措置に関する協定第四条に規定する「禁止される補助金」とは、第三条から第五条までに規定する禁止の対象となる補助金をいう。

第十一条　最終規定

11.1　第三条及び第四条に規定する場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、加盟国が災害（注）に係る救済のための補助金を交付することを妨げるものではない。ただし、当該補助金が次の全ての要件を満たすことを条件とする。

注　この11.1の規定は、経済上又は金融上の危機については、適用しない。

(a)　特定の災害に係る救済に限定すること。

(b)　影響を受けた地理的区域に限定すること。

(c)　一定の期限を付すること。

(d)　復興に関する補助金の場合には、影響を受けた漁業又は船団を災害の前の水準に回復させることに限定すること。

11.2　(a)　この協定（この協定に関する認定、勧告及び判断を含む。）は、領土に関する主張又は海洋の境界画定に関して法的な影響を及ぼすものではない。

(b)　前条の規定に従って設置される小委員会は、領土又は海洋の境界画定に関する主張に基づいて認定を行うことを当該小委員会に要求する主張については、認定を行わない（注）。

注　この制限は、紛争解決了解第二十五条の規定に従って設置される仲裁人についても、適用する。

11.3　この協定のいかなる規定も、国際法（海洋法（注）を含む。）に基づく加盟国の管轄権、権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならず、又はそれらに影響を及ぼす態様で適用してはならない。

注　地域漁業管理機関の規則及び手続を含む。

11.4　この協定のいかなる規定も、別段の定めがある場合を除くほか、加盟国が参加国若しくは協力的な非参加国ではない地域漁業管理機関の措置若しくは決定に拘束され、又は当該地域漁業管理機関を承認することを意味するものではない。

11.5　この協定は、補助金及び相殺措置に関する協定に定める権利又は義務を修正し、又は無効にするものではない。

第十二条　包括的な規律が採択されない場合における協定の終了

この協定が効力を生じてから四年以内に包括的な規律が採択されない場合には、一般理事会が別段の決定を行わない限り、この協定は、直ちに終了する。

外務大臣　林　芳正
農林水産大臣　野村　哲郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

（右条約の英文）

PROTOCOL AMENDING THE MARRAKESH AGREEMENT ESTABLISHING THE WORLD TRADE ORGANIZATION

AGREEMENT ON FISHERIES SUBSIDIES

Members of the World Trade Organization;

Having regard to the Decision of the Ministerial Conference in document WT/MIN(22)/33 - WT/L/1144 adopted pursuant to paragraph 1 of Article X of the Marrakesh Agreement Establishing the World Trade Organization ("the WTO Agreement");

Hereby agree as follows:

1. Annex 1A to the WTO Agreement shall, upon entry into force of this Protocol pursuant to paragraph 4, be amended by the insertion of the Agreement on Fisheries Subsidies, as set out in the Annex to this Protocol, to be placed after the Agreement on Subsidies and Countervailing Measures.

2. No reservations may be made in respect of any of the provisions of this Protocol.

3. This Protocol is hereby open for acceptance by Members.

4. This Protocol shall enter into force in accordance with paragraph 3 of Article X of the WTO Agreement.[1]

5. This Protocol shall be deposited with the Director-General of the World Trade Organization who shall promptly furnish to each Member a certified copy thereof and a notification of each acceptance thereof pursuant to paragraph 3.

6. This Protocol shall be registered in accordance with the provisions of Article 102 of the Charter of the United Nations.

Done at Geneva this seventeenth day of June two thousand and twenty-two, in a single copy in the English, French and Spanish languages, each text being authentic.

[1] For the purposes of calculation of acceptances under Article X:3 of the WTO Agreement, an instrument of acceptance by the European Union for Itself and in respect of its Member States shall be counted as acceptance by a number of Members equal to the number of Member States of the European Union which are Members to the WTO.